事務所通信　No.313

令和３年１１月１日

社会保険労務士法人

新潟県新発田市新富町１丁目５番９号　*篠田パートナーズ事務所*　☎ 0254-22-5649 (代)

◆　マイナンバーカードと保険証が一体化　◆

今年の３月から試行的に一部の医療機関で健康保険証としてマイナンバーカードが利用できていましたが、１０月から本格的に利用できるようになりました。



〇現時点で運用が決まっているものについて

このステッカー・ポスターが貼ってある医療機関や薬局で利用可能になります！

〇受付が自動化に

顔認証付きカードリーダーで、受付が自動化され本人確認と保険資格の確認が一度に実施可能となります。



〇データの連携が可能に

患者の同意を得たうえで、過去に処方された薬や特定健診などの情報を医師や薬剤師に自ら説明することなく、マイナンバーから情報を共有することができます。データを見た上で診察、薬の処方をしてもらえることでより良い医療を受けることが可能になります。また、緊急で病院を受診した際もマイナンバーカードがあれば情報を連携することが可能です。

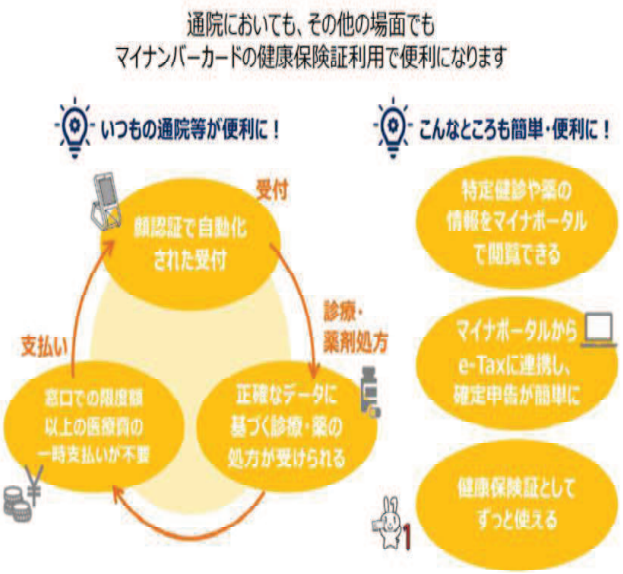
〇窓口での限度額以上の支払いが免除

これまでは高額療養制度を利用する際、事前に書類を準備する必要があり、急な入院などの場合は申請が間に合わず一時的に高額な支払を負担する必要がありました。

マイナンバーカードと一体化することで、事前の申請がなくとも限度額を超える支払が免除されることになります。







詳しくは、マイナポータル
https://myna.go.jp/
で御確認ください。



◆　過重労働解消キャンペーン　◆

厚生労働省では、令和３年１１月１日から１か月間「過労死等防止啓発月間」の一環として「過重労働解消キャンペーン」を実施します。長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組を推進するため、使用者団体・労働組合への協力要請、リーフレットの配布などによる周知・啓発等の取組を集中的に実施します。



〇主な実施事項

◇労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、厚生労働大臣名による協力要請を行い、労使の主体的な取組を促します。また、自社の働き方改革等により、下請等中小事業者に「しわ寄せ」が生じることのないよう傘下団体・企業等への周知啓発を、併せて要請します。



［ 今月号の記事担当 ： P1.2/平野聖士 ＊ P3.4/篠田昇 ］

◇過重労働が行われている事業場などへの重点監督を実施します



ア、監督の対象とする事業場等

以下の事業場等に対して、重点監督を実施します。

１．長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業主等

２．労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等から、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる事業主等



イ、重点的に確認する事項

１．時間外・休日労働が「時間外・休日労働に関する協定届」（いわゆる３６協定）の範囲内であるか等について確認し、法違反が認められた場合は是正指導します。

２．賃金不払残業が行われていないかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導します。

３．不適切な労働時間管理については、労働時間を適正に把握するよう指導します。

４．長時間労働者に対しては、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導します。



ウ、書類送検

重大・悪質な違反が確認された場合は、送検し公表します。

※　監督指導の結果、１年間に２回以上同一条項の違反について是正勧告を受けた場合等は、ハローワークにおいて一定期間求人を受理しません。

◆　被扶養者資格再確認について　◆

令和３年１０月下旬から１１月中旬にかけて、順次「被扶養者状況リスト」が事業主様へ送られてきます。再確認の対象となる被扶養者は、令和３年４月１日において、１８歳以上である被扶養者の方。



ただし、令和３年４月１日以降に被扶養者となった方は確認の対象外となります。

提出期限は、令和３年１２月２０日です。

ご質問等ございましたら当所、担当職員にご相談ください。

◆　年　金　制　度　改　正　法　◆

令和２年６月５日に交付された改正の概要を一部紹介いたします。

〇在職中の年金受給の在り方の見直し（在職老齢年金制度の見直し、在職定時改定の導入）

６０～６４歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、年金の支給が停止される基準が現行の賃金と年金月額の合計額２８万円から４７万円に緩和され、賃金と年金月額の合計額が４７万円以下の方は年金額の支給停止がされなくなります。この制度改正は、令和４年４月から適用されます。

なお、６５歳以上の在職老齢年金制度については、現行の基準は４７万円となっており、変更はされません。



〇新設される在職定時改定

６５歳以上の在職中の老齢厚生年金受給者について、年金額を毎年１０月に改定し、それまでに納めた保険料が年金額に反映されます。

◆　年　末　調　整　◆

年末調整の時期が近づいてきました。

生命保険料や地震保険料の証明書、住宅取得控除を受けるための住宅取得資金に係わる借入金の年末残高等証明書、国民年金を納めた方には社会保険料（国民年金保険料）控除証明書等が届きますので大切に保管しておいて下さい。令和３年１月以降に前職のある方については源泉徴収票が必要です。給与計算を委託されている事業所は、扶養控除等申告書や保険料控除申告書等の提出を期限までにお願い致します。



■ 拾い読みの読書

１日１話、読めば心が熱くなる
３６５人の仕事の教科書

著　者／　藤尾秀昭
出版社／　致知出版社　　2,350円＋税

P38　ソニー創業者・井深大のリーダーシップ論
リーダーシップとは上から下への指導力、統率力が基本にある、それは否定しません。けれども自分を中心として、上司、部下、同僚、関係団体・・・その矢印の向きは常に上下左右なんです。だから上司を動かせない人に部下を動かすことはできません。上司を動かす人であって初めて部下を動かすことができ、同僚や関係団体を動かせる人であって、初めて物事を動かすことができる。

P92　一龍斎貞水　最近の若い人はよく、「教えてくれないからできない」なんて言うけれども、そういう人間は教えたってダメですよ。

P95　柳井正　僕が考える一番いい会社とは、末端の社員がトップの経営者だと思っている会社。自分が全部のことが決められるし、この会社を支えている、あるいはコントロールしていると思える社員がたくさんいる会社です。

P149　陳建一　伸びていく子はちゃんといて、そういう子は一緒に仕事しているとすぐに分かっちゃう。・・次に何の指示が来るかを待っている子は伸びない。・・その場の状況を見て、いま必要だと感じたらスッと動くことができる人。要はどれだけ気が利くかってことだよね。

P165　夢が人生をつくる　「人生に夢があるのではなく、夢が人生をつくるのだ」・・漫然と生きているだけでは人生に意義は生まれません。最初に実現したいと強く思う夢や目標を抱くからこそ、それを絶えず追い求め努力していくからこそ人生はつくられていくのだと思います。

P228　「足下（そっか）を掘れ、そこに泉あり」　与えられた仕事をコツコツと地道に掘り続けた先に、自分にしか到達できない泉がある。その豊かな泉を掘り当てるまでのプロセスが「一念、道を拓く」

P275　「感動分岐点」を超えられるか　損益分岐点と同じように、このくらいなら感動しないけれども、それを超える何かを提供すると感動が心の中に沁み入る、そういう分岐点がある・・。

P289　牛尾治朗　「自分は誰も必要としないけれども、相手が必要とする時は、その必要のために生きるのも一つの実存である」と、サルトルは言う。人間誰しも生きていれば思い通りにならないこともあるだろう。その時に自分の希望ばかりに固執するのではなく、相手の必要と期待に応える。それを自らの果たす使命と捉えることも、自分の一つの実存と言えるだろう。

P292　気を満ち溢れさせる四条件　繁盛する店と繁盛しない店を分ける一番の要素は、その店に気が満ち溢れているかどうかだと気付きました。・・では、気を満ち溢れさせるにはどうするか。
一つ目は「スピードあるキビキビした動き」。
二つ目は「明るく大きな声」。
三つ目は「隙を見せない緊張感」。
四つ目は「貪欲さ」あるいは追求心、向上心。

■ 絵手紙通信



冬、雀に餌を撒いた場所に紫の実が・・・。

事務所 e-mail ： sinoda2@niks.or.jp　　所長 e-mail ： srsinoda@niks.or.jp

最近の出来事から (313号)

■ 脳ドック (R3.10.8)

▲半年前に予約したＭＲＩによる脳ドックを目前に、右足の躓きで連続２回の転倒に見舞われた。一回目は、駐車場の車止めに躓き、ズボンも破れる程に左膝を強打。二回目は、金魚の水替えでバケツを持ったまま躓き転倒、全身ずぶ濡れ。幸い大事には至らなかったものの、もしや左脳に異常かと気になりながら機械に横たわった。

▲検査後、担当医から「脳梗塞、脳出血、くも膜下出血、脳腫瘍の所見なし。但し、末梢血管からの出血の影が二年前より若干拡大したようです。但し、年相応によるもので心配ありません」との説明を受け、左脳の異常も無く安堵した。

▲そして、危険因子として高血圧、心臓病、高脂血症、糖尿病、多量の飲酒、喫煙を挙げて生活指導されたが、思い当たる４つの内の一つの難題が悩ましかった。ついでに、認知症の兆候を尋ねると、脳の断層写真を動かしながら「問題なし」とのご託宣に更に安堵し、次の検査時期を尋ねては「私見としては、３年後位で良いのでは・・」とのお言葉に、更に、更に安堵した。

▲ともあれ、生活習慣病の克服を兼ねての日々のウォーキングと柔軟体操で体力維持に努め、毎月「絶筆」が思い浮かぶ事務所通信の原稿書きで脳に負荷をかけ、現下の巣ごもり生活で再開させた陶芸で手指を使って脳内血流の循環促進を図ることへの大いなる励みとなった。

▲ただし、コロナ禍は、人々との普通の交流さえ制限し、旅に出ることにも我慢を強い、当たり前に受けたであろう脳への刺激の減少が、将来どのような形で現れるか気になるところである。

■ 小三治師匠 (R3.10.12)

▲柳家小三治師匠の訃報に、とぼけた味の枕で笑いを誘う高座を思い出し、五代目小さん師匠から「お前の話は面白くねえ」と言われ、面白いの定義を考え続けた落語への真摯な思いを知った。

▲枕と言えば、嘗(かつて)て労働契約をテーマに講師を務めたとき、三遊亭鳳楽師匠から聞き囓(かじ)った「小話・ツルの恩返し」を枕にしたことがある。助けられたツルが恩返しに機(はた)を織る話だが、部屋が静かだったので覗くと財布がなくなっていた・・ツルではなくてサギだった。家財道具を運び出していた・・ペリカンだった。労働契約がいい加減ではツルと思っていたことがウソになりかねないと続け、本日の会場は、ツル（ホテル日航）ではなくANA（ホテル）と落ちを付けたことを思い出す。

▲また、事務所では経営理念を掲げ、その定義も示していたが、浸透に些か不安を感じて８月の朝礼から「経営理念暗唱」を指示した。更に今月からはそのキーワードである「活力ある企業とは」「社会に貢献とは」「事務所の充実・拡大をはかるとは」「全職員の真の幸福とは」の定義の輪読を始めたことも、師匠の「定義」と重なった。

▲因みに、事務所の最終目標は「全職員の真の幸福」とし、その「定義」は、「『顧客企業の活性化』『社会に貢献』『事務所の充実・拡大』に日々努めた結果として、お客様から頂いた有形・無形の報酬から、喜び、誇り、生きがい、そして高い待遇を得、またその過程で経験、会得した『世の中のしくみ、人のあり方』をプラスに活かし、『一隅を照らす』（自分の持ち場で輝き周囲に幸福をもたらす）人生を掴むことである」としている。夢が人生をつくることを信じつつ・・。